

## 2) 罷免要求運動が最も高揚した第9回国民審査

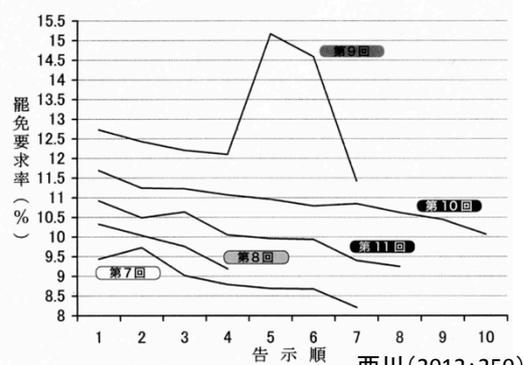
2012.5.13

A 9 : 第9回国民審査執行結果 (投票日 1972.12.10)

告示順	裁判官氏名	罷免を可とする投票数	罷免を可としない投票数	罷免要求率 (%)	罷免要求順位	備考
1	小川 信雄	5,785,545	39,651,383	12.73	③	
2	坂本 吉勝	5,648,869	39,790,243	12.43	④	
3	岡原 昌男	5,549,661	39,889,890	12.21	⑤	
4	藤林 益三	5,497,873	39,941,806	12.10	⑥	
5	下田 武三	6,895,134	38,545,096	15.17	①	
6	岸 盛一	6,631,339	38,809,005	14.59	②	
7	天野 武一	5,190,989	40,248,926	11.42	⑦	
合計		41,199,410	276,876,349	12.95		

B 3 : 告示順罷免要求率グラフ (第7回~第11回)

西川 (2012: 241)



### \* 個別的罷免要求率

下田武三 15.17%

岸盛一 14.59%

個別的罷免要求率でそれぞれ歴代1位と2位。



最高裁への批判と併せて、  
下田と岸に×票が集中した  
ことが、全般的罷免要求率  
を押し上げた。

5

### \* 「司法の危機」の時代

2012.5.13

石田和外長官 (長官在任: 1969.1.11-1973.5.19)

下での最高裁の右旋回、強権的手法の行使。

平賀書簡問題 「ブルー・ページ」

宮本判事補再任拒否 阪口司法修習生罷免

下田武三発言:

(1971.5.14)「裁判官は体制的でなければなら  
ない。体制に批判的な考えをもつ人は裁判官  
をやめて、政治活動をすべきだ。」

(1969.1.7)「本土並みで交渉にあたることは、責任  
ある外交のやり方ではない。」

岸盛一発言:

(新聞発表1971.5.9)「=裁判官の政治的中立性について=(中略)裁判はその  
内容自体において公正でなければならぬばかりでなく、国民一般から公  
正であると信頼される姿勢が必要である。」

(衆院法務委員会1970.5.8)「全国の裁判官がそれ[「公正らしさ論」]を尊  
重し、その線に沿った態度をとらなければならない。」



☆野党、労組が組織的罷免要求運動を展開

6



いしだ・かずと(1903-1979)

2012.5.13

社会党:「全員罷免を実現しよう とくに  
下田、岸に重点を」『社会新報』1972年  
11月26日。

共産党:「最高裁判所裁判官国民審査に  
圧倒的多数の×印票を集中しよう」『赤  
旗』1972年11月24日。

公明党:「[下田と岸は]最高裁の裁判官  
には不適任だ」『朝日新聞』1972年11月  
21日。

総評:「司法反動を阻止し労働者、国民  
の民主的権利を確立させよう!」『総評  
新聞』1972年11月17日。



「今度審査される[7人]のいずれも信任することはできない。なかでも日  
米共同声明の立役者である下田武三裁判官と、事務総長として司法反動  
を積極的に推進してきた岸盛一裁判官には、圧倒的な不信任の×印を集中  
しどうしても罷免させなければならない。」

下田、岸両判事への×票をよびかける  
『総評新聞』



出所:『総評新聞』1972年11月24日。

7

2012.5.13

### 3) 組織的罷免要求運動の消長

\* 司法の独立と民主主義を守る国民連絡会議(1971結成)

第9回以降、国民審査についての啓発運動を展開。

構成団体は随時変化。

例) 第12回「寺田治郎裁判官に×印を!」

社会党、共産党、総評など



現在: 共産党、全司法、自由法曹団など

各回次で発行されたリーフ掲載のスローガン

回次	リーフレットに書かれた連絡会議のスローガン
14	憲法・人権無視の裁判官に×印を
15	憲法と人権を守らない裁判官には×印を!
16	憲法と人権を守らない裁判官には×印を!
18	憲法と人権を忘れた裁判官には×印をつけましょう
19	憲法と人権をないがしろにする傾向の裁判官に…× 政府や大企業にいいなりの裁判官に…×
20	憲法と人権をないがしろにする裁判官には…× 政府や大企業にいいなりの裁判官には…×
21	憲法と人権をないがしろにする裁判官には、×を 政府や大企業にいいなりの裁判官には、×を

西川(2012:119)



第21回にあたって作成されたリーフ

8

2012.5.13

**\* 共産党**  
一貫して全員  
罷免方針。  
1~6回:記事  
一定せず。  
7~17回:紙  
面構成が定  
型化。  
9、10回の「**圧  
倒的**」に注目。

↓  
11回以降、  
徐々に主張を  
トーンダウン。

↓  
18回(2000)を  
前に方針転換。  
以後、自由判  
断に。

回数	主題	見出しとなった方針	掲載日付-面*
1	われわれ	「自ら憲法を蹂躪す 全部の氏名にかならず×印を」	1949.1.19-1面(4)
2	なし	「全員に×印を！」	1952.9.12-1面(19)
3	なし	「池田判事に×印を」	1955.2.27-1面(0)**
4	われわれ	「五裁判官に×印を いずれも反人民的な顔ぶれ」	1958.5.12-2面(10)
5	なし	「憲法をまもらぬ裁判官に不信任の ×印を」	1960.11.19-1面(1)***
6	日本共産党	「全裁判官に×印を」	1963.11.2-1面(19)

回数	見出しとなった方針	段抜き*	掲載日付-面**
7	最高裁判所裁判官国民審査に 多数の批判票を集めよう	3段	1967.1.17-1面 (12)
8	最高裁判所裁判官国民審査に 多数の批判票を集めよう	2段半	1969.12.10-1面 (17)
9	最高裁判所裁判官国民審査に 圧倒的多数の×印票を集めよう	3段	1972.11.24-1面 (16)
10	最高裁判所裁判官国民審査に 圧倒的多数の×印票を集めよう	4段	1976.11.18-1面 (17)
11	最高裁判所裁判官国民審査には 八名すべてに×印票を	4段	1979.10.1-2面 (6)
12	最高裁判所裁判官の国民審査に 多数の批判票を集めよう	4段	1980.6.12-2面 (10)
13	司法反動を許さず、人権と民主主義を守るために、 最高裁判官の国民審査に多数の×票を	4段	1983.12.8-2面 (10)
14	憲法と人権無視の 裁判官に国民の審判を	4段	1986.6.23-2面 (13)
15	憲法と人権無視、平和の願いに 背をむける裁判官に国民の審判を	4段	1990.2.6-2面 (12)
16	憲法の平和的民主的原則の徹底に 背をむける裁判官に国民の審判を	3段	1993.7.7-4面 (11)
17	憲法の平和と人権擁護の原則に背をむける 最高裁判官に国民の審判を	3段	1996.10.7-4面 (13)

西川(2012:121, 123)



出所:『赤旗』1976年11月18日。

9

2012.5.13

**\* 社会党/社民党**  
揺れ動く投票方針  
全員罷免:2、6~10、  
13~15、20回  
一部罷免:5、11、12、  
18、21回  
与党時代は制度説明  
のみ:17回

直近2回は最下段のベ  
タ記事扱い→熱意なし。

**裁判官審査への対応**  
社民党の重野幹事長は13日、30日の総選挙投票と同時に実施される最高裁判官国民審査への対応指針を示す文書を党各都道府県連合に発送した。酒井紀夫、竹内行夫、竹崎博允の3氏について、罷免すべきとの意思表示である「×」をつけることとするもの。住基ネット連憲判決破壊などの反動判決(酒井氏)、外務省時代の海外派兵推進(竹内氏)裁判官制度の拙速導入(竹崎氏)などを理由とした。

『社会新報』2009年8月26日。

回数	見出しになった方針	掲載日付-面
1	(記載なし)	
2*	左社:「五裁判官に不信任を表明する」** 右社:(記載なし)	1952.9.26-1面
3	左社:(記載なし) 右社:(記載なし)	
4	「自由判断で」→「事実を周知させる」	1958.5.5-2面
5	「五人は不信任(×)、二人(小谷(藤田)は自由投票」横田長官も信任しない」	1960.11.13-3面
6	「全員を不信任」	1963.11.3-1面
7	「全裁判官を不信任」	1967.1.22-2面
8	「4裁判官の不信任を」	1969.12.17-2面
9	「全員罷免を実現しよう」とくに下田、岸に重点を」	1972.11.26-2面
10	「10裁判官に×印を」	1976.12.1-1面
11	「藤崎、本山、中村 三裁判官に×印集中」	1979.8.31-1面
12	「寺田氏に×印集中を」	1980.6.6-1面
13	「反動裁判官に×印を」	1983.12.6-8面
14	「司法反動をチェック 最高裁判官の国民審査で×印を」	1986.6.20-8面
15	「裁判官全員に×印を」	1990.2.7-3面
16****	「最高裁判官の信任投票で秘密保障を」	1993.7.6-2面
17	「国民審査の制度説明のみ」	1996.10.15-1面
18	「司法官僚出身裁判官「×」を」	2000.6.24-2面
19	「四人に「×」を ■平和フォーラム」	2003.11.5-3面
20	「最高裁判官の審査全員に「×」を」	2005.9.7-2面
21	(酒井、竹内、竹崎の3氏に「×」を)***	2009.8.26-4面

西川(2012:128) 10

2012.5.13

## \* 総評

基本的に全員罷免方針。  
9、11、12、14回は名指しして「重点候補」を指示。  
とりわけ、9回と12回は「戦闘的」な紙面構成をとる。



第12回(1980.6.22)

これまで最高の全般的罷免要求率(14.38%)

「司法反動の積極推進者寺田治郎判事に×印を」

☆「司法反動」的大法廷判決

1972全農林警職法事件  
1974猿払事件  
1977名古屋中郵便事件

回次	決定機関*	見出しとなった方針	掲載号日付-面**
2	政治活動委員会	「全員を不適格と認定 最高裁判事国民審査 総評、全組織に指示」	1952.9.19-1面 (12)
3	常任幹事会・選挙 対策委員会	「池田克に×を 最高裁判官審査」	1955.2.25-1面 (2)
4	常任幹事会	「×!を最高裁判官につけよう!」	1958.5.16-1面 (6)
5	記載なし	「最高裁判官 国民審査で全員×を」***	1960.10.28-1面 (22)
6	共闘連絡会議****	「全裁判官に×印を 国民審査に総評の結論」	1963.10.25-1面 (26)
7	幹事会	「七裁判官の罷免要求 最高裁・裁判官国民審査」	1967.1.13-1面 (16)
8	単産委員長会議	「四裁判官とも不信任 国民審査投票 総評、態度きめる」	1969.12.19-1面 (26)
9	記載なし	「反動裁判官の罷免を 下田、岸に×印を集中!」	1972.11.24-8面 (最終面) (16)
10	(私たちは)	「最高裁判官の国民審査全員に×印を 無 印は信任となります。○×式国民審査改正 要求も」	1976.11.12-4面 下段(本文外) (23)
11	幹事会・政治部長 会議	「最高裁国民審査○×式に改めさせよう 藤 崎、本山、中村に×印を集中しよう」	1979.9.7-3面 (30)
12	(総評は)	「国民審査 司法反動の積極推進者寺田治郎 判事に×印を」	1980.6.20-4面 (16)
13	(総評は)	「6人全員に×印を 司法の独立と公正求め 最高裁判官の国民審査」	1983.11.25-2面 (23)
14	(総評は)	「最高裁判事の国民審査全員信任できない 矢口判事に×集中を 司法反動の積極的推進者」	1986.6.20-1面 (16)

西川(2012:132) 11

2012.5.13

## \* 榎枝元文・総評議長の寄稿:

「[最高裁は]わが国労働運動の大きな一翼を担う官公労働者の基本的権利を圧殺する判決を積み重ねてきた。」「読売新聞」1977年12月25日。



まきえだ・もとふみ(1921-2010)



社会党「最高裁判所裁判官任命  
諮問委員会設置法案」(1975.3/1979.4/1979.9/1979.11/1980.10)  
「改正最高裁判所裁判官国民審査法案」

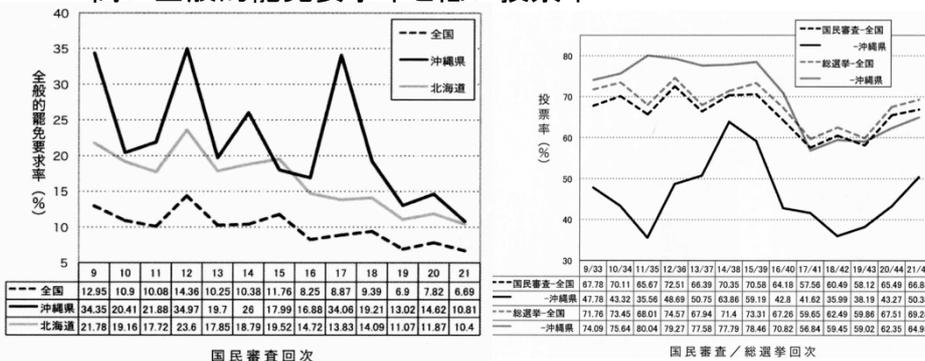
(1976.3社共公/1979.4/1979.9/1979.11/1980.10)<sup>12</sup>

出所:『総評新聞』1980年6月6日。

2012.5.13

#### 4)「本土」とは異質な沖縄県の国民審査

\* 高い全般的罷免要求率と低い投票率



国民審査回次

国民審査 / 総選挙回次

西川(2012:143)

西川(2012:155)

\* なぜ第17回(1996.10.20)は、沖縄だけ突出して高いのか。

1995年9月沖縄米兵少女暴行事件 → 大田昌秀知事が米軍用地使用の代理署名を拒否 → 村山富市首相との代理署名訴訟 → 1996.8.28最高裁判決で知事側敗訴

13

2012.5.13



県内の反戦地主や弁護士団体、婦人団体などは、審査対象裁判官の全員に×をつけることを求める運動を展開。



その結果、全般的罷免要求率を市町村別でみると、6町村で5割を上回った。

	町村名	投票率	投票者数	無効投票数	全般的罷免要求率
1	国頭村	58.76%	2,677	127	86.95%
2	城辺町	13.12%	781	383	81.91%
3	北中城村	17.41%	1,798	81	65.53%
4	与那原町	26.00%	2,726	226	55.11%
5	仲里村	13.72%	519	65	52.37%
6	恩納村	18.01%	1,237	120	51.00%
	県全体	41.62%	381,255	30,706	34.06%

西川(2012:145)

投票率: 国頭村が他の5町村より顕著に高い。



有権者の6割近くが投票して、そのうちの9割近くが×票を投じた。  
= 国頭村の有権者全体の過半数が最高裁に×を突きつけた。

☆国頭村におけるきわめて強い怒りの表明

Cf.)「沖縄本島北部の商店街」で少女が拉致されたことが事件の発端。  
国頭村の面積の23%を米海兵隊の北部訓練場が占める。

14

2012.5.13

その他の回次でも、沖縄県の全般的罷免要求率は第15回を除いて全国1位  
 ☆最高裁や裁判所のみならず、広く国政全般への異議申し立ての表明

\*なぜ沖縄県の国民審査投票率は低いのか  
 総選挙投票率では全国平均から著しく離れてはいない。



沖縄の有権者は投票所で意識的に国民審査を棄権している。

《考えられる理由》

- ①第9回から参加した。有権者の2票への違和感。  
 →国民審査初期にあった投票所での「指示」「監視」の希薄化。
- ②沖縄県選管発行の審査公報の記載内容。

15

2012.5.13

### 5) 国民審査をどうすべきか

- ①憲法改正によって廃止する。  
 古くは中曽根康弘、岸信介の提言。池田内閣設置の憲法調査会の報告書。  
 近年では衆参の憲法調査会の報告書(2005)。  
 あるいは、読売新聞社憲法改正2004年試案。  
 問題点: 代案をどうするか。改憲の現実的可能性。
- ②現状維持。  
 最高裁の立場 →「寝た子」を起こしたくない。  
 一方、現行方式の形骸化は正当化がむずかしい。
- ③投票方式を改正して、実質化を目指す。  
 例) 国民審査法などを改正して、○×式を導入する。  
 →個別的棄権を可能にする。

☆情報コストをどう軽減するか。

典拠文献:

西川伸一(2012)『最高裁裁判官国民審査の実証的研究』五月書房。



16